

浪江町合併 70 周年記念事業（記念映像制作）業務委託 仕様及び企画提案書作成要領

1 業務名称

浪江町合併 70 周年記念事業（記念映像制作）業務委託

2 履行（納品）場所

浪江町大字幾世橋字六反田 地内

3 業務期間

契約日から令和 8 年 12 月 25 日（金）

※「浪江町合併 70 周年記念式典」（令和 8 年 11 月 20 日開催予定）での上映を想定し、工程遅延がない計画とすること。

4 目的

本業務は、浪江町の合併 70 周年という記念すべき節目を迎えるにあたり、これまでの本町の歩みを振り返るとともに、地域の多様な魅力や活力を町内外に広く発信するための記念映像を制作することを目的とする。

5 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

（1）映像の内容

- ア 浪江町合併 70 周年記念式典で上映することがふさわしい内容であること。
- イ 本町の歩みや歴史等を分かりやすく振り返ること。
- ウ 本町の魅力が伝わる内容であること。
- エ 東日本大震災から 15 年の復興の歩みと未来への展望が伝わる内容であること。

（2）映像の活用方法

- ア 浪江町合併 70 周年記念式典での上映（令和 8 年 11 月 20 日開催予定）
- イ 各種イベントでの放映
- ウ 町ホームページ、町公式 YouTube チャンネル、SNS 等での公開

(3) 仕様

- ア 作成する映像の時間は5分程度とするが、必要に応じて協議する。
- イ 音楽 (BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラストなどを適宜挿入すること。

(4) 作成上の留意点

- ア 企画・構成、取材、出演者との調整、撮影、編集等、本業務に係る作業の全てを行うこと。
- イ 本町が所有する動画や写真素材を提供するが、企画・構成に基づき、必要となる素材があれば、受託者で必要な撮影・取材・資料収集を行うこと。
- ウ 撮影等に際し、使用料、出演料、謝礼等が発生する場合は受託者の負担とすること。
- エ 完成までに発注者（町）による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。
- オ 動画の画質等については、5－（2）に記載した活用方法を踏まえたものとする。

6 成果品

(1) DVD ディスク 2枚

(2) Blu-ray ディスク 2枚

(3) 配信用データ

mp4形式とし、YouTube や町のホームページにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。

(4) 今回の業務により制作される成果品の著作権、所有権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

7 企画提案書の体裁等

(1) 企画提案書の体裁

企画提案書の用紙は、A4版片面印刷（20枚以内）、横書きとする。
原則として、提出期限後の追加提出は認めない。

(2) 記載事項

- ア 編集方針（全体イメージ、主な掲載内容など）
- イ 本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント（映像の流れの魅

せ方のポイントなど)

ウ 映像構成案（絵コンテや字コンテ等を用い、映像の展開や視覚的なイメージが具体的に伝わるように記載すること）

（3）添付資料

企画提案書には次の書類を添付すること。なお、各書類における体裁はすべてA4版片面印刷とし、1枚にまとめること。

ア 企画提案書概要（任意様式）

イ 業務の実施体制（任意様式）

ウ 業務の実施計画書（任意様式）

（4）業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

（5）業務の実施計画書

契約締結から納品までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

（6）参加者を特定できる記載事項の禁止

審査の客観性を確保するため、企画提案書等提出書類に応募者（構成員を含む。）を特定できるような表示（事業者名等）は一切付さないこと。

8 特記事項

（1）受託者は、委託業務の履行に当たり、発注者（町）と協議を重ねながら実施するものとする。

（2）受託者は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または当該業務以外の目的に使用してはならない。委託業務完了後においても同様とする。

（3）受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当たり調整が必要な場合は、発注者（町）に連絡すること。

（4）受託者は、撮影した映像中に第三者が有する著作権、肖像権、商標権その他

の権利を使用する場合、第三者の権利を侵害することがないように必要な措置を講じること。手続きなどの不備によって生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

(5) 受託者は、当該業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、発注者（町）と受託者が協議を行うものとする。